

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第5回 総会議事録

期日 令和 4年 7月 8日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第5回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年 7月 8日 (金) 午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 4年 7月 8日 (金) 午後 4時37分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君
13番 袴田 信男 君	14番 上久保 辰視 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

15番 久保田 信一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第10号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第20号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第21号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (8) 議案第22号 競売買受適格者の農業委員会の証明について

7. 会議録署名委員

11番 柏崎 幸子 君、12番 坂井田 進 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第5回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、15番 久保田 信一 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、12番 坂井田 進 委員、11番 柏崎 幸子 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第9号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第9号について説明します。</p>

議 長	<p>議案書の1-1から1-5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第9号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
2 番 (馬場委員)	<p>はい。2番 馬場です。</p> <p>このあの9番の「持分全部移転」っていうのは、どういうことですか。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい。</p> <p>8番、9番ですね。8番9番の■■■さんという方が権利を取得した件の中の、一部の筆の件ですけども。「持分全部移転」というのは、■■■さんは共有で2分の1、すみません。失礼しました。</p> <p>被相続人が別々でして、■■■さんの父方に当たる人なのですが、この8番と9番が相続者は■■■■■さんで同じなのですが、その■■■さんの世帯でもう結構前に亡くなっていた父方のご先祖様、お二人から相続の手続きを、相続登記をしたこととなります。</p> <p>8番の方は平成24年1月11日に亡くなった方、それから9番の方は令和4年1月28日に亡くなった方、それぞれから相続をしたのですが。この持分全部移転に当たる土地につきましては、例え</p>

	<p>ば三本木 8 3 - 3 というのがありますが、この土地は平成 2 4 年に亡くなった方と次のページの令和 4 年に亡くなった方、それぞれが 2 分の 1 ずつの持分で登記していたものです。それを 8 番につきましては三本木 8 3 - 3 の持分 2 分の 1 を全部移転した。</p> <p>9 番に関しましては、令和 4 年に亡くなった方の、(三本木) 8 3 - 3 の持分 2 分の 1 を全部移転したという意味で登記の方に記載されておりまして、そのままその旨をここに、内容のところに記載しているものです。</p> <p>ちょっと説明がわかりづらくて申し訳ないのです。</p>
2 番 (馬場委員)	この 2 分の 1 というのは、相続人が 2 人あって 2 分の 1。
事務局 (西館事務局長)	共有で持っていたのを、それぞれ持っていたものを、この人がそれぞれから持分の相続を受けたという。
2 番 (馬場委員)	ああ、 <span style="background-color: gray; color: gray;">          </span> さんが全部、所有権を受けたということですね。
事務局 (西館事務局長)	そうです。共有のもの全部受けたということです。
2 番 (馬場委員)	はい。

事務局 (川口事務局次長)	<p>あの9番の、下から3番目の向山東一丁目3191番の畑が、これも同じくおじいさんとお父さんだかが、持ってた感じなんですけども。これも持分全部移転ということでそれぞれ■■■さんが相続したって感じになるのですけども。</p> <p>その次の9番の、下から2番目、境田71-1の田んぼと、沼小屋96-1の田んぼにつきましては、これ9番の令和4年に亡くなった方、一人の単有であり、共有じゃなくて2分の1ずつでなくて、全部この2つの田んぼだけはこのお父さんが、令和4年に亡くなった方が10分の10ずつ所有していたので、ここだけこう、そこから境田のそこから所有権の移転ということで、これが通常の共有じゃない所有権そのまま移転になったということで、ここの行から内容が変わってあるという表示として記載しています。</p>
2番 (馬場委員)	<p>この8番の方、「持分全部移転」というのは、この下の方全部同じということですか。</p>
事務局 (川口事務局次長)	<p>はい。そうです。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>全部の項目が同じということです。</p>
2番 (馬場委員)	<p>はい、わかりました。</p>

議 長	<p>他、ありますか。</p> <p>特にないようですので、報告第9号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第10号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第10号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1、2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第10号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

事務局

(西館事務局長)

はい、議長。事務局長。

それでは、議案第17号について説明します。

議案書の3-1、3-2ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は、1議案4件であり、権利の内容は所有権の移転が4件です。

番号1は、親族間贈与による所有権移転です。

資料3をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 染屋12番1、地目は 田、面積は 890平方メートルとなっております。

番号2は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。資料4については欠番としてください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 向山三丁目3番19、地目は 田、面積は 6,132平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 向平1番69外1筆、地目は 畑、面積は 合計4,451平方メートルとなっております。



	<p>番号4は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 向平1番71 外1筆、地目は 畑、面積は 合計7,084平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
4 番 (玉川委員)	<p>はい、4番 玉川です。</p> <p>あれ、今2番の [REDACTED] さんって相続受けた人ですよ。相続受けてすぐに売却してもいい。まだ相続してもまだ登記なっていないうちにやっつけていいのですか。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい。この [REDACTED] さんの3条許可申請は、結局あの一旦、申請を出されていたのですが、今回申請を取り下げまして、あの議案書のページが差替えになっています。それはそれで、[REDACTED] さんが売却することに関しましては、特に問題はないです。</p> <p>3条許可申請等で、借りたものをすぐ貸すとか、それから買ったものをすぐ売るっていうことはできません。</p>

	<p>実は■■■さんっていう方は農家であったおじいさん、お父さんから相続せざるを得ない状況で、まあ宅地とか他の農地以外もですね。非常に多くの土地を相続したのですけども。60何歳だかの、今はもうお一人でおうちに住んでいる方で農業もやったこともなく、できないということで、それで行政書士さんに相談して、処分できる、担い手が見つかる農地はどんどん売りたいという考えでいらっしゃいました。</p>
4 番 (玉川委員)	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>あと、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第17号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第18号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第18号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の4ページと資料7、8をご覧ください。</p> <p>申請人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、東後谷地115番717 外2筆、地目は畑、面積は合計3,875平方メートルです。用途は酪農事業と住宅、転用の事由は農業及び酪農の経営を安定させるため、牛舎でのお産などの監視施設として居宅や休憩所、倉庫などの建築をすることとなっております。なお、番号2の案件はすでに転用済であるが、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、6月30日に現地調査を行っておりますので、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>7番 (吉田委員)</p>	<p>はい、7番の吉田です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>6月30日に 松林会長、袴田 光雄 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>議案第18号の1番の申請地は、酪農事業と住宅の建築を行います。住宅の汚水は浄化槽で処理し、雨水は自然浸透させ、敷地内で処理をします。盛土は行わず、周辺農地の地盤高は同一であること</p>

議 長	<p>から、農地への影響はないと考えられます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、昭和49年ころから酪農業を営んでいます。農業用施設の場合、自分の所有する農地の転用面積が200㎡未満の場合は、許可が不要であるが、今回の事案は3,641㎡であり許可を得ないで長年事業が行われていたため、今回追認許可を受けるものです。第1種農地で転用は原則不可ではありますが、酪農事業は農業用施設、住宅は集落接続であり、不許可の例外に該当すると考えられます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第18号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第18号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第19号について説明します。</p> <p>議案書の5-1ページ番号1と資料9、10をご覧ください。</p> <p>番号1番の貸渡人は [REDACTED]、借受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、東後谷地195番2、地目は田、面積は142平方メートルです。用途は宅地、転用の事由は駐車場となっております。</p> <p>番号2と資料11、12をご覧ください。</p> <p>番号2番の貸渡人は [REDACTED]、借受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、東後谷地195番1、地目は田、面積は498平方メートルです。用途は木造住宅、転用の事由は木造2階建 1棟となっております。</p>



	<p>盛土は行わず、周辺農地の地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えられます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>
議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、建設業を営んでおり、既存の駐車場が手狭になってきたことから事業所周辺のエリアを定め検討したところ、祖母が所有する当該農地の申請に至ったものであります。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものである。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>番号2の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれかの要件にも該当しない農地で、小集団の生産性の低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、祖母が所有する当該農地の申請に至ったものであり</p>

	<p>ます。請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>番号3の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、実家暮らしの解消のため、自己住宅の建築を計画しました。小学校に近く、父が経営する酪農施設が隣接していることから当該農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、集落接続に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。 ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第19号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第19号を原案どおり決定いたします。</p>



<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>次に、議案第20号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第20号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-6ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年7月7日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が14件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は58筆で、合計面積は140,678平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第20号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第21号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、川口 勉 委員が当事者となっている事案がございます。番号11は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、川口 勉 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(川口 勉 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、まず、川口 勉 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>議案書の7-4 番号11をご覧ください。内容は使用貸借権の設定となっております。これにより集積される農地は2筆で、面積は合計1,905平方メートル、設定期間は5年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。川口 勉委員の入室を認めます。</p>
議 長	<p>(川口 勉 委員 入室)</p> <p>川口 勉 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第21号 残りの事案について説明します。議案書の7-1から、7-5ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が11件、賃借権が3件となっております。これにより集積される農地は36筆で、合計面積は88,232平方メートル、設定期間は4年から10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第22号「競売買受適格者の証明について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第22号について説明します。</p> <p>議案書の8ページと資料15をご覧ください。</p> <p>仙台国税局の競売に参加するため、農地法第3条により農地を取得できる者であることを証明する買受適格証明書について交付して良いか審議するものであります。</p> <p>番号1、申請者は [ ] です。</p> <p>土地の所在は 下明堂65番27、地目は 畑、面積は 445平方メートルとなっております。</p>

	<p>証明願を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。当該証明により、申請者が最高買受申出人となり、買受適格証明書に記された事情と変更なき場合は、農地法第3条による申請書は会長の専決により許可がなされます。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>はい、5番 沼館です。</p> <p>これですね、売却区分番号163-1というふうにありますけども、これちょっと仙台国税局のホームページっていうか、それで見ましたらですね。ここは資産が2つに分かれているんですよ、163-1っていうのは。ひとつは宅地 464㎡。もうひとつがこの445㎡。これが畑。で、これここに今、議案として出しているのは、買受適格証明書するための議案ですよ。で、これってだから宅地のやつは関係ないってことですよ。畑の分だけですよ。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい、そうですね。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>宅地はもうそのままここで証明しなくても買うことができると、そういうことですか。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい。農家の方でも農家の方でなくても、宅地の方は入札に参加できます。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>それともうひとつ。余計なお世話ですけども、この申出の事項ということで、買受の申出の事項「経営規模拡大のため」とあるじゃないですか、ここに。ここの土地というのは、住宅のど真ん中にありますよね。これこの人、本当にここでやるのですか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>そのまま、今、現況がですね、そのまますぐにおうちが建てれそうな、まあご存知の通りそのような感じではあるのですが、あくまでもあの盛土などするなどして、畑として耕したいという趣旨で買受適格証明の願いの申請を出しておりますので、そのように取り扱う。</p> <p>国税局の方も、畑として競売に出しておりますので、それを事情から農地として取得したいという事務手続きになっております。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>農業委員会としては、これ耕作をしたかというのを確認はするのですか、実際。例えば1年後、2年後、3年後とか。</p> <p>もしそれ、何もしないでまた、宅地にして住宅を建てるとかアパートを建てるとかなったとき、もう一度申請をしなければダメですよ。だったら最初からもう第3条でなくて、第4条5条で申請すればいいのじゃないですかね。違うのですか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>今のところ、転用の意思表示がなされていませんで、あれなんですけども。作付、1年でもですね。3条許可で取得する他の農地</p>

	<p>と同じなのですけども、1年でも作付しなければ転用は認めないという部分もございますので。その部分ではすぐ近くの土地なんで見に行くなどしてそれで、ちょっと必要な指導があったら行いたいと思います。</p>
事務局 (尾畷主任主査)	<p>はい、すみません。転用の話でしますと、転用の要件っていうのは、書き物ではないのですけども、最低一作はつけなさい。3条で買った場合転用する場合は、一作はつけなさいというのは県の方から言われていまして。それでその要件に合うかどうかは、多分もし転用の申請がくれば見に行くことになると思います。</p> <p>そこで1回も使ってなければ、じゃあ転用できませんよねってストップかけるという流れになると思います。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。いいですか。事務局長。</p> <p>あのこの物件がですね、先ほど言ったように宅地と畑ということで、競売にかかっていたので。畑の部分についてはこの農業やっている人でなきゃ買えないということで、今回のこの申請に至っているということです。</p> <p>あくまでも競売の方が畑として売りたいというふうなことなので。それに対してこの方は、畑としてじゃあ買いますよというふうなことで、申請になります。</p> <p>ですから、その後、まあ今言ったように一作くらい付けて次、転用する可能性も確かにあるような場所ではありますけども、今回はあくまでも畑として競売にかかっているのをそれを買いたいというふうなことになりますので、よろしいでしょうか。</p>

5 番 (沼館委員)	はい、わかりました。
議 長	いいですか。あと、ありませんか。  (質疑、意見なし)
議 長	議案第22号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。  (異議なし)
議 長	異議なしと認め、議案第22号を原案のとおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第5回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。